

第七回国会 厚生委員会 議 録 第十号

昭和二十五年三月六日(月曜日)
午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 堀川恭平君

理事青柳 一郎君 理事田中 重彌君

理事中川 俊昭君 理事松永 佛骨君

橋谷仙次郎君 丸山 直友君

亘 四郎君 堤 ツル君

渡部 義通君

出席國務大臣

(厚生大臣) 林 義治君

出席府委員

(厚生事務官) 安田 巖君

(保険局長)

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月四日

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八六第六)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八六第六)(予)

堀川委員長 それではこれより会議を開きます。

まず厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず政府側より提案理由の説明を求めます。

林厚生大臣。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

の法律等の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條中「同條同項第三号の被保険者については、千分の三十の下に、同條同項第四号の被保険者については、千分の二十(六)を加える。

第二條 労働者年金保険法中改正法律(昭和十九年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項に次の但書を加える。

但シ昭和二十五年四月十日迄ニ退職積立金ノ支払及退職手当ノ支給ヲ受ケザル者ハ其ノ翌日ニ於テ其ノ支払及支給ヲ受クルモノトス

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○林國務大臣 ただいま議題となりまして厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険の保険料は現在のとこる事業主及び被保険者の負担力を考慮いたしまして、臨時の低い料率によつて徴収いたしておりますが、被保険者であつた期間十年以上の者が希望によつて加入できるいわゆる任意継続被保険者につきましては、資格条件の關係で、該当者がありませんでしたので、ただいままでは、臨時の保険料率は設けておりませんでした。しかし近くこの種の被保険者に該当する者が出て参ることが予想されますので、この際他の被保険者と同様暫定料率を設けることにいたしました。

また旧退職積立金及び退職手当法に基く退職積立金と退職手当は、昭和十九年十月に同法を廃止した当時から、その支払いを、実際の退職を條件として制限して参りましたが、今日、事業主の保管しているこれらの金額はわずかで、一方事業主並びに被保険者からも強い清算の要望がありますので、この際一切を清算させることにいたしたいと考へた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられるようお願いいたします。なお詳細につきましては、政府委員並びに説明員から御説明申し上げる機会があるかと考へる次第であります。

○堀川委員長 本日はこの法案の提案理由の説明をお聞きすることのみにいたしました。この程度で散会いたします。

午前十一時五十一分散会

昭和二十五年三月二十七日印刷

昭和二十五年三月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所